

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 21 年 3 月 10 日 (火) 号外第 21 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県優良防犯施設認定規則（3）（くらしの安心推進課）・・・・・・・・・・ 4
	麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（4）（医療指導課）・・・・・・ 8
	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（5）（林政課）・・・・ 13
◇ 公安規則	鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（2）（警務課）・・・・・・ 20

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県優良防犯施設認定規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例に基づく優良防犯施設の認定（以下「認定」という。）又はその取消しに関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 認定の対象

ア 学校（大学を除く。）及び専修学校（高等課程を置くものに限る。）並びに児童福祉施設

イ 共同住宅

ウ 自動車駐車場及び自転車駐輪場（住宅の附帯設備等として設置されるものを除く。）

エ 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。）において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業者の店舗

(2) 認定の申請

ア 認定は、(1)に掲げる施設を設置し、又は管理する者からの申請により行う。

イ 申請に当たっては、申請書のほか施設の所在地を明らかにする図面、申請施設を構成する建築物等の配置を明らかにする図面その他認定基準を満たしていることを証する図面を添付する。

(3) 認定

ア 認定は、知事が別に定める認定基準に基づき、書類及び現地審査により行う。

イ 知事は、認定したときは申請者に認定証を交付し、認定した旨をインターネット等により公表する。

(4) 変更等の届出

ア 施設管理者等は、申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに届出書を知事に提出しなければならない。

イ 施設管理者等は、認定施設を廃止したときは、速やかに、届出書を知事に提出するとともに、認定証を返納しなければならない。

(5) 認定の取消し

知事は、認定を取り消したときは、その旨をインターネット等により公表する。

(6) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

知事が措置入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用として徴収する額の認定の基準を改める等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 措置入院に要する費用の徴収額の認定基準の所得税額を147万円（現行 150万円）とする。

(2) 麻薬卸売業者等の免許申請の手續に関する規定について、所要の規定の整備を行う。

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受ける措置入院者に係る措置入院に要する費用の徴収については、生活保護法による保護を受ける措置入院者と同様の取扱いとする。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料

の原材料としての利用の促進に関する法律が施行され、林業・木材産業改善資金の貸付対象者が拡大されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 認定農商工等連携事業に林業・木材産業改善措置を支援するための措置が含まれている場合において、当該措置を行う認定中小企業者を林業・木材産業改善資金の貸付対象者に加える。
- (2) 次の表の左欄に掲げる資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は、同表の中欄及び右欄のとおりとする。

認定農商工等連携事業を実施するのに必要な資金	12年以内	5年以内
認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置等を実施するのに必要な資金	12年以内	3年以内

- (3) 鳥取県林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書の特約条項を新たに定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県優良防犯施設認定規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第3号

鳥取県優良防犯施設認定規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例(平成20年鳥取県条例第44号。以下「条例」という。)第22条第1項の規定による優良防犯施設の認定(以下「認定」という。)及び同条第2項の規定による取消しに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 認定は、次に掲げる施設について行うものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を置くものに限る。)並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 共同住宅
- (3) 自動車駐車場及び自転車駐輪場(住宅の附帯設備等として設置されるものを除く。)
- (4) 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の店舗

(認定の申請)

第3条 前条各号に掲げる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設について認定の申請をしようとするときは、様式第1号による申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 認定を申請する施設(以下「申請施設」という。)の所在地を明らかにする図面
- (2) 申請施設を構成する建築物その他の工作物又は物件の配置を明らかにする図面
- (3) 申請施設が次条に規定する基準に適合することを明らかにする図面

(認定)

第4条 知事は、前条第1項の申請書を受理したときは、その職員をして申請施設における防犯のための措置について現地調査を行わせ、それが知事が別に定める基準(以下「認定基準」という。)に適合していると認めるときは、認定を行うものとする。この場合においては、その認定を申請した者に対して様式第2号による認定証を交付するとともに、認定した旨をインターネットの利用その他の方法により公表する。

(変更等の届出)

第5条 認定を受けた施設(以下「認定施設」という。)を設置し、又は管理する者(以下「施設管理者等」という。)は、第3条第1項の申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、様式第3号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 施設管理者等は、認定施設を廃止したときは、速やかに、様式第4号による届出書を知事に提出するとともに、認定証を返納しなければならない。

(認定の取消し)

第6条 知事は、認定を取り消したときは、その旨を、理由を付して施設管理者等に通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。この場合において、施設管理者等は、速やかに認定証を知事に返納しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、認定及びその取消しに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

鳥取県優良防犯施設認定申請書

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

申請者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県優良防犯施設の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

名	称	
所	在 地	
申 請 施 設	敷 地 面 積	
	建 築 面 積	
	構 造	造、地上 階、地下 階
	竣 工 年 月	
	設 置 者	
	管 理 者	
	そ の 他 参 考 事 項	
添 付 書 類	申請施設の所在地を明らかにする図面 申請施設を構成する建築物、その他の工作物又は物件の配置を明らかにする図面 認定基準に適合することを明らかにする図面	

様式第2号(第4条関係)

第 号

鳥取県優良防犯施設認定証

優良防犯施設の名称

優良防犯施設の設置者

優良防犯施設の管理者

上記施設は、鳥取県優良防犯施設認定基準に適合すると認められますので、ここに優良防犯施設と認定します。

年 月 日
職 氏 名 印

様式第3号（第5条関係）

鳥取県優良防犯施設変更届

年 月 日

認 定 番 号
第 号

職 氏 名 様

住 所

届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

優良防犯施設について下記のとおり変更を生じたので、鳥取県優良防犯施設認定規則第5条第1項の規定により届け出ます。

記

- 1 施設名称
- 2 施設所在地
- 3 変更事項
変更前

変更後
- 4 変更年月日

添付書類 変更内容を明らかにする図面

様式第4号（第5条関係）

鳥取県優良防犯施設廃止届

年 月 日

認 定 番 号
第 号

職 氏 名 様

住 所
届出者（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

優良防犯施設を下記のとおり廃止したので、鳥取県優良防犯施設認定規則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

- 1 認定施設の名称
- 2 廃止理由
- 3 廃止年月日

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第4号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和28年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「削除項等」という。）を削り、同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県麻薬及び向精神薬取締法施行細則</u>	<u>麻薬及び向精神薬取締法施行細則</u>
(免許申請の手続)	(免許申請の手続)
第2条 省令第1条の規定により知事に提出する免許申請書には、 <u>同条に規定する医師の診断書のほか、次の各号に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添えなければならない。</u>	第2条 省令第1条の規定により知事に提出する免許申請書には、 <u>省令第1条に規定する添付書類のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添えなければならない。</u>
(1) <u>麻薬卸売業者の免許</u>	(1) <u>麻薬卸売業者の免許を申請する者 麻薬貯蔵設備の平面図及び立体図並びに麻薬貯蔵設備の概要を記載した書面</u>
ア <u>薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による薬局開設許可証の写し又は医薬品販売業許可証の写し</u>	(2) <u>麻薬研究者の免許を申請する者 研究経歴書及び研究のために使用する設備の概要を記載した書面</u>
イ <u>薬剤師免許証の写し</u>	
ウ <u>申請者が法人又は団体である場合にあっては、登記簿謄本、定款その他申請に係る業務を行う役員の範囲を示す書面</u>	
エ <u>麻薬貯蔵設備の平面図及び立面図並びにその設備の概要を記載した書面</u>	
(2) <u>麻薬小売業者の免許</u>	
ア <u>薬事法の規定による薬局開設許可証の写し</u>	

<p>イ <u>申請者が法人又は団体である場合にあっては、登記簿謄本、定款その他申請に係る業務を行う役員の範囲を示す書面</u></p> <p>ウ <u>麻薬貯蔵設備の平面図及び立面図並びにその設備の概要を記載した書面</u></p> <p>(3) <u>麻薬施用者の免許 医師、歯科医師又は獣医師の免許証の写し</u></p> <p>(4) <u>麻薬管理者の免許 医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許証の写し</u></p> <p>(5) <u>麻薬研究者の免許</u></p> <p>ア <u>履歴書</u></p> <p>イ <u>研究計画書</u></p> <p>ウ <u>麻薬研究施設の設置者の研究同意書</u></p> <p>エ <u>麻薬貯蔵設備の平面図及び立面図並びにその設備の概要を記載した書面</u></p> <p>オ <u>研究のために使用する設備の概要を記載した書面</u></p> <p>(免許証の再交付申請)</p> <p>第5条 <u>法第10条第1項の規定により免許証の再交付を申請しようとする場合において、その事由が亡失にかかるときは、亡失の事実を証する書面を添えて申請しなければならない。</u></p> <p>(業務に関する届出)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によってしなければならない。</p> <p>(1) <u>法第46条第1項の規定による麻薬卸売業者の届出 別記様式第5号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(麻薬中毒者に関する届出)</p> <p>第9条 <u>法第58条の2第1項の規定による届出は、別記様式第9号による麻薬中毒者診断届によってしなければならない。</u></p> <p>(措置入院費用の徴収)</p> <p>第10条 知事は、<u>法第59条の4の規定により、法第59条第3号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法</u></p>	<p>2. <u>麻薬施用者又は麻薬管理者の免許を申請する者は、免許申請書を提出する際に、当該申請に係る麻薬の使用又は管理の目的に応じ、それぞれ、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許証を提示しなければならない。</u></p> <p>(免許証の再交付申請)</p> <p>第5条 <u>省令第6条の規定により免許証の再交付を申請しようとする場合において、その事由が亡失にかかるときは、亡失の事実を証する書面を添えて申請しなければならない。</u></p> <p>(業務に関する届出)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によってしなければならない。</p> <p>(1) <u>法第46条の規定による麻薬卸売業者の届出 別記様式第5号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(麻薬中毒者に関する届出)</p> <p>第9条 <u>法第58条の2の規定による届出は、別記様式第9号による麻薬中毒者診断届によってなければならない。</u></p> <p>(措置入院費用の徴収)</p> <p>第10条 知事は、<u>法第59条の4の規定により、法第59条第3号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法</u></p>
---	--

(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「措置入院者等」という。)から徴収するものとする。ただし、当該措置入院者又はその者の属する世帯員が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定により徴収する費用(以下「措置入院費用」という。)は、月額により徴収するものとし、その額は、措置入院者等の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額)を合算した額を基準として別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額(その額が当該措置入院に要した医療費の額を超えるときは、当該費用の額)とする。
- 3 月の途中で措置入院を開始し、又は終了する場合には、前項の規定にかかわらず、その月の措置入院費用の徴収額は、同項の規定により算定した額に、当該月の入院日数をその月の実日数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。
- 4 知事は、災害その他の理由により措置入院者等に所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、措置入院費用の徴収額は、前2項の規定による額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

別表(第10条関係)

措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額
1,470,000円以下	略
1,470,001円以上	略

(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者から徴収するものとする。

- 2 前項の規定により徴収する額は、別表に定めるところにより認定した額とする。

別表(第10条関係)

措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額
1,500,000円以下	略
1,500,001円以上	略

備考

1 認定の原則

費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は当該措置入院者並びにその配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする民法第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)の前年分の所得税額(前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。)を合算した額を基礎として別表により認定した額とすること。ただし、その認定額が当該措置入院に要した医療費の額をこえるときは、当該費用の額をもって費用徴収額とすること。

2. 認定の特例

次に掲げる場合には、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

(1) 当該措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合には所管の福祉事務所長の証明により費用徴収を行わないものとする。

(2) 月の途中で措置入院を開始し又は終了する場合には、その月の費用徴収額は第1により認定した額につき次により日割計算した額とすること。この場合において、1円未満の端数を生じた場合には切り捨てること。

$$\text{費用徴収額} = \text{認定額} \times \frac{\text{措置入院期間の日数}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、費用徴収額は第1又は第2の(2)により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができる。

別記様式第3号（第7条関係）

麻薬所有高届出書							
					年 月 日		
職氏名 様							
麻薬業務所		所在地					
		名称					
届出義務者		住所					
		氏名又は名称					
麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により下記のとおり麻薬所有高を届け出る。							
免許の種類							
免許の番号							
品名	容器		数量	品名	容器		数量
	容量	数			容量	数	
届出の事由							
届出事由発生日							

別記様式第3号（第7条関係）

麻薬所有高届出書							
					年 月 日		
職氏名 様							
		届出義務者					
		住所					
		氏名又は名称					
麻薬及び向精神薬取締法第36条第1項の規定により下記のとおり麻薬所有高を届け出る。							
品名	容器		数量	品名	容器		数量
	容量	数			容量	数	
備考							

備 考	
注 略	
別記様式第4号(第7条関係)	
麻薬譲渡届出書	
年月日	
職氏名 様	
麻薬業務所	所在地
	名称
届出義務者	住所
	氏名又は名称
<p>麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により下記のとおり麻薬を譲り渡したので届け出る。</p>	
免 許 の 種 類	
免 許 の 番 号	
譲 渡 年 月 日	
譲 渡 先	住 所
	氏 名 又 は 名 称
	麻 薬 所在地
	業務所 名称
	免 許 の 種 類
	免 許 の 番 号
略	
注 略	

注 略	
別記様式第4号(第7条関係)	
麻薬譲渡届出書	
年月日	
職氏名 様	
	届出義務者
	住 所
	氏名又は名称
<p>麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により下記のとおり麻薬を譲り渡したので届け出る。</p>	
	譲 渡 年 月 日
	住 所
譲 渡 先	氏 名 又 は 名 称
	麻 薬 所在地
	業務所 名称
略	
注 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第5号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、<u>県内の林業従事者等</u>に対して貸し付けられる林業・木材産業改善資金について必要な事項を定め、もって<u>県内の林業及び木材産業の経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>林業従事者等</u>」とは、<u>次に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者にあつては、知事が特に必要と認めたる者に限る。）をいう。</u></p> <p>(1) <u>林業従事者</u></p> <p>(2) <u>木材産業に属する事業を営む者であつて、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人（木材製造業を営む者にあつては、300人）以下の会社若しくは個人であるもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる者の組織する団体</u></p> <p>(4) <u>林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの（会社にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が1,000万円以下のもの又は常時使用する従事者の数が300人以下のものに限る。）</u></p> <p>(5) <u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号。以下「法」という。）に基づき、林業従事者等に対して貸し付けられる林業・木材産業改善資金について必要な事項を定め、もって林業経営及び木材産業経営の健全な発展、林業生産力の増大並びに林業従事者の福祉の向上に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において「<u>林業従事者等</u>」とは、<u>法第3条第1項に規定する林業従事者等</u>をいう。</p>

活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。）第11条第1項の認定中小企業者（前各号に掲げる者（県内に住所又は事務所若しくは事業所を有する者に限る。第8条において「県内林業従事者」という。）が実施する林業・木材産業改善措置を支援するため当該認定中小企業者又は当該認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が農工商等連携促進法第4条第2項第2号口に掲げる措置を行う場合に限る。以下「認定中小企業者」という。）

- 2 この規則において「林業・木材産業改善措置」とは、林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。
- 3 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

(1)～(4) 略

4 略

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

- 2 貸付金の償還期間（3年以内の据置期間を含む。）は、10年以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。

- 2 この規則において「林業・木材産業改善資金」とは、林業・木材産業改善措置（林業経営若しくは木材産業経営の改善又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を目的として新たな林業部門若しくは木材産業部門の経営を開始し、林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入し、又は林業労働に係る安全衛生施設若しくは林業労働に従事する者の福利厚生施設を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

(1)～(4) 略

3 略

(貸付金の償還方法等)

第5条 略

- 2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）は、10年以内とし、貸付金の据置期間は、3年以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合の償還期間は12年以内とし、林業労働

<p>(1) <u>林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第3号の措置を実施するのに必要な林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号）第7条第1項に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p>(2) <u>林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合 15年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p>(3) <u>農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第2項第2号口の措置を実施するのに必要な資金を借り入れる場合 12年以内（5年以内の据置期間を含む。）</u></p> <p>(4) <u>農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第4条第1項の認定を受けた者が同法第9条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内（3年以内の据置期間を含む。）</u></p>	<p><u>働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の認定を受けた同法第2条第2項に規定する事業主が当該認定に係る計画に従って同法第5条第1項に規定する改善措置を実施するのに必要な林業労働力の確保の促進に関する法律施行令（平成8年政令第153号）第3条第1項に規定する資金を借り入れる場合の償還期間は15年以内とする。</u></p>
<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営（申請者が認定中小企業者である場合は、その申請者と共同で農商工等連携促進法第8条第1項の認定農商工等連携事業を実施する県内林業</p>	<p>(貸付資格の認定)</p> <p>第8条 知事は、前条の規定による申請があったときは、林業・木材産業改善措置計画の内容が知事が別に定める要件に該当し、かつ、申請者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）が当該申請に係る林業・木材産業改善資金をもって林業・木材産業改善措置を実施することにより、その経営を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めたとときに、認定を行うものと</p>

従事者（その者が団体である場合には、その団体又はその団体を構成する者）の経営）を改善し、又は林業労働に係る労働災害の防止若しくは林業労働に従事する者の確保を図る見込みがあると認めるときに、認定を行うものとする。

2 略

様式第4号（第12号関係）

（表面） 略

（裏面）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

（借入金の使用）

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は、鳥取県（以下「甲」という。）から借り受けたこの資金と同額を、（以下「丙」という。）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

（1）乙が県貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

（2）乙が県貸付金の償還金の支払を怠ったとき（丙に転貸した貸付金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還金の支払を償還期日までに行うことができない場合を除く。）。

（3）甲が融資期間に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、乙がその報告を怠ったとき。

（4）乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。

（5）乙がこの資金の借入れに際し、又は借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対し虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

する。

2 略

様式第4号（第12号関係）

（表面） 略

（裏面）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

（注） 必要に応じて、特約条項を記載すること。

(6) 乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき、又は破産若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。

(7) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所により取引停止処分を受けたとき、又は清算に入ったとき。

(8) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

(9) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その1つでも期限に弁済しなかったとき。

(10) 乙が鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年鳥取県規則53号。以下「規則」という。）及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(11) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(繰上償還)

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部をいつでも繰上償還することができる。

(転貸債権の期限前償還及び繰上償還)

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2. 乙は乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3. 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 乙は、この借入金の用途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 乙は、次に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

(1) この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されることとなったことを知った場合

(2) 乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に

異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる
事実が発生した場合

(3) 乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動
を生じ、又はその恐れのある場合

(4) 前各号に掲げるもののほか、乙丙間の特約
に基づき丙より報告を受けた場合

(5) その他甲が指示する場合

(調査)

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委任を受けた
者が、乙の事務所その他必要な場所の立ち入り、
事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担
保物件の調査をすることを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 乙は、丙より受領した弁済金の充当につい
て甲の指示があるときは、それに従うことを承認
する。

(違約金)

第9条 乙は支払期日に償還金を支払わなかった場
合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定によ
り期限前償還すべき金額を支払わなかった場合に
は、延滞金額につき年12.25パーセントの割合を
もって支払期日の翌日から支払当日までの日数に
より計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が規則第16条の規定による支払
の猶予の申請をした場合において、支払期日を過
ぎて猶予しない旨の決定があった場合において
も、前項の規定による延滞に係る違約金を支払
う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9
号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由
として甲から期限前償還の請求を受けたときは、
当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還
金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸
付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算
した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払
うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請
求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告
し、甲の指示に従う。

5 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請
求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に
引き渡す。

(合意管轄)

第10条 甲及び乙は、この契約に関する訴訟につき
鳥取県鳥取市を管轄する裁判所を管轄裁判所とす

<u>ることに合意する。</u>	
------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合は、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（総務課）</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 被疑者取調べの監督に関すること。</u></p> <p><u>2 総務課に、公安委員会補佐室及び取調べ監督室を附置する。</u></p> <p><u>3 公安委員会補佐室においては、第1項第3号及び第4号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>4 取調べ監督室においては、第1項第7号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p>（警察県民課）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 警察県民課に、鳥取県警察音楽隊及び被害者支援室を附置する。</u></p> <p><u>3 鳥取県警察音楽隊においては、第1項第3号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>4 被害者支援室においては、第1項第4号から第6号までに掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 略</p>

<p>(会計課) 第5条 略 2 <u>会計課に、監査室を附置する。</u> 3 <u>監査室においては、第1項第4号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(<u>会計課の所掌事務</u>) 第4条 略</p>
<p>(警務課) 第6条 略 2 <u>警務課に、企画室及び留置管理室を附置する。</u> 3 <u>企画室においては、第1項第1号、第3号から第5号まで及び第10号に掲げる事務を処理する。</u> 4 <u>留置管理室においては、第1項第8号及び第9号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(<u>警務課の所掌事務</u>) 第5条 略</p>
<p>(教養課) 第7条 教養課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 職場教養の企画に関すること。 (2) 学校教養の企画に関すること。 (3) 術科の<u>企画及び指導</u>に関すること。</p>	<p>(<u>教養課の所掌事務</u>) 第6条 教養課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) 職場教養に関すること。 (2) 学校教養に関すること。 (3) 術科の<u>訓練</u>に関すること。</p>
<p>(厚生課) 第8条 厚生課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(4) 略</p>	<p>(<u>厚生課の所掌事務</u>) 第6条の2 厚生課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(4) 略</p>
<p>(情報管理課) 第9条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(4) 略 (5) <u>犯罪捜査情報等の照会</u>に関すること。 2 <u>情報管理課に、照会センターを附置する。</u> 3 <u>照会センターにおいては、第1項第5号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(<u>情報管理課の所掌事務</u>) 第6条の3 情報管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)~(4) 略 (5) <u>照会センターの運用</u>に関すること。</p>
<p>(監察官室) 第10条 略</p>	<p>(<u>監察官室の所掌事務</u>) 第6条の4 略</p>
<p>(生活安全部の分課) 第11条 略</p>	<p>(生活安全部の分課) 第6条の5 略</p>
<p>(生活安全企画課) 第12条 略 2 <u>生活安全企画課に、地域安全対策室を附置する。</u></p>	<p>(<u>生活安全企画課の所掌事務</u>) 第6条の6 略</p>

<p>3 <u>地域安全対策室においては、第1項第2号及び第3号に掲げる事務を処理する。</u></p>	
<p>(少年課) 第13条 略</p>	<p>(少年課の所掌事務) 第6条の7 略</p>
<p>2 <u>少年課に、少年サポートセンターを附置する。</u> 3 <u>少年サポートセンターにおいては、第1項第3号及び第4号に掲げる事務を処理する。</u></p>	
<p>(生活環境課) 第14条 略</p>	<p>(生活環境課の所掌事務) 第6条の8 略</p>
<p>(地域課) 第15条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略 2 <u>地域課に、航空隊及び鉄道警察隊を附置する。</u> 3 <u>航空隊においては、第1項第4号に掲げる事務を処理する。</u> 4 <u>鉄道警察隊においては、第1項第5号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(地域課) 第6条の9 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(7) 略</p>
<p>(通信指令課) 第16条 略</p>	<p>(通信指令課) 第6条の10 略</p>
<p>(自動車警ら隊) 第17条 略</p>	<p>(自動車警ら隊) 第6条の11 略</p>
<p>(刑事部の分課) 第18条 略</p>	<p>(刑事部の分課) 第7条 略</p>
<p>(捜査第一課) 第19条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(12) 略 (13) <u>機動捜査活動に関すること。</u> (14) 略 2 <u>捜査第一課に、刑事捜査指導室及び機動捜査隊を附置する。</u> 3 <u>刑事捜査指導室においては、第1項第1号、第11号及び第12号に掲げる事務を処理する。</u> 4 <u>機動捜査隊においては、第1項第13号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(捜査第一課の所掌事務) 第8条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(12) 略 (13) 略</p>
<p>(捜査第二課)</p>	<p>(捜査第二課の所掌事務)</p>

<p>第20条 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第21条 略</p> <p>2 組織犯罪対策課に、組織犯罪特別捜査隊を附置する。</p> <p>3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事務を処理する。</p> <p>(鑑識課)</p> <p>第22条 鑑識課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(科学捜査研究所)</p> <p>第23条 科学捜査研究所(以下「研究所」という。)においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p>第24条 略</p> <p>(交通企画課)</p> <p>第25条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 交通企画課に、交通規制室を附置する。</p> <p>3 交通規制室においては、第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事務を処理する。</p> <p>(交通指導課)</p> <p>第26条 交通指導課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 交通指導課に、交通反則通告センターを附置する。</p> <p>3 交通反則通告センターにおいては、第1項第2号に掲げる事務のうち、交通反則の通告等に関する事務を処理する。</p> <p>(運転免許課)</p> <p>第27条 運転免許課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>第8条の2 略</p> <p>(組織犯罪対策課の所掌事務)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>(鑑識課の所掌事務)</p> <p>第8条の4 鑑識課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(科学捜査研究所の所掌事務)</p> <p>第8条の5 科学捜査研究所(以下「研究所」という。)においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(交通部の分課)</p> <p>第9条 略</p> <p>(交通企画課の所掌事務)</p> <p>第10条 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(交通指導課の所掌事務)</p> <p>第11条 交通指導課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(運転免許課の所掌事務)</p> <p>第12条 運転免許課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	--

<p>2 <u>運転免許課に、鳥取県自動車運転免許試験場（以下「免許試験場」という。）を附置する。</u></p>	
<p>3 <u>免許試験場においては、第1項第1号に掲げる事務を処理する。</u></p>	
<p>（交通機動隊） 第28条 略</p>	<p>（交通機動隊の所掌事務） 第13条 略</p>
<p>（高速道路交通警察隊） 第29条 高速道路交通警察隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（5） 略</p>	<p>（高速道路交通警察隊の所掌事務） 第14条 高速道路交通警察隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（5） 略</p>
<p>（警備部の分課） 第30条 略</p>	<p>（警備部の分課） 第14条の2 略</p>
<p>（警備第一課） 第31条 略</p>	<p>（警備第一課の所掌事務） 第14条の3 略</p>
<p>2 <u>警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。</u> 3 <u>国際テロ対策室においては、第1項第2号（同項第4号クに係るものに限る。）及び第4号クに掲げる事務を処理する。</u></p>	
<p>（警備第二課） 第32条 略</p>	<p>（警備第二課の所掌事務） 第14条の4 略</p>
<p>（機動隊） 第33条 機動隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（3） 略</p>	<p>（機動隊の所掌事務） 第14条の5 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 （1）～（3） 略</p>
<p>（警察学校） 第34条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）においては、次に掲げる事務をつかさどる。 （1） <u>警察職員の初任教養及び初任補修教養に関すること。</u> （2） <u>現任警察職員の教養訓練に関すること。</u></p>	<p>（警察学校の所掌事務） 第15条 鳥取県警察学校（以下「学校」という。）においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 （1） <u>初任巡査の教養訓練に関すること。</u> （2） <u>現任警察官の教養訓練に関すること。</u></p>
<p>（警察本部の課等の内部組織の設置） 第35条 略</p>	<p>（課等の内部組織の設置） 第16条 略</p>
<p>（警察署の内部組織の設置） 第36条 <u>警察署の事務を分掌させるため、警察署の内部組織として幹部派出所、課及び係を置く。</u> 2 <u>前項の内部組織に関し必要な事項は、本部長が定</u></p>	

<p><u>める。</u></p> <p>(部長) 第37条 部に部長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって<u>充てる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(総括参事官及び参事官) 第38条 部に<u>総括参事官及び参事官</u>を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 <u>総括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、部の重要事項に関する事務を総括し、部内の職員を指揮監督するとともに、他部との総合調整に関する事務を掌理する。</u></p> <p>3 参事官は、<u>本部長の命を受け、部長を補佐し、部の重要事項に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p>	<p>(部長) 第17条 部に部長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって<u>あてる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(参事官) 第17条の2 部に参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>2 参事官は、<u>上司の命を受け、部の重要事項に関する事務を統括し、部下の職員を指揮監督する。</u></p>
<p>(首席監察官) 第39条 略</p> <p>(地域統括参事官) 第40条 <u>生活安全部に地域統括参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>2 <u>地域統括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、地域警察に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p>	<p>(首席監察官) 第17条の3 略</p>
<p>(課長、室長、所長及び隊長) 第41条 本部の課に課長を、監察官室に室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員(警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 課長、室長、所長及び隊長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を直接指揮する。</p>	<p>(課長、監察官室長、所長及び隊長) 第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員(警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 課長、監察官室長、所長及び隊長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を直接指揮する。</p>
<p>(企画官) 第42条 略</p>	<p>(企画官) 第18条の2 略</p>
<p>(監察官) 第43条 略</p>	<p>(監察官) 第19条 略</p>

<p>(広報官) 第44条 略</p> <p>(首席師範) 第45条 警務部に首席師範を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 首席師範は、上司の命を受け、柔道、剣道及び逮捕術の指導に関する事務を総括する。</p> <p>(検視官) 第46条 刑事部に検視官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 検視官は、上司の命を受け、死体の検視、見分及び検証に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(管理官等) 第47条 特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、部に管理官、調査官又は参事を置く。 2及び3 略</p>	<p>(広報官) 第19条の2 略</p> <p>(首席師範) 第19条の3 教養課に首席師範を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 2 首席師範は、上司の命を受け、柔道、剣道又は逮捕術の指導に関する事務を総括する。</p> <p>(管理官等) 第20条 特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、部及び警察署に管理官、調査官又は参事を置くことができる。 2及び3 略</p> <p>(監査室) 第20条の2 会計課に、監査室を附置する。 2 監査室の位置は、鳥取市とする。 3 監査室は、第4条第4号に掲げる事務をつかさどる。 4 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。 5 室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(地域安全対策室) 第20条の3 生活安全企画課に、地域安全対策室を附置する。 2 地域安全対策室の位置は、鳥取市とする。 3 地域安全対策室は、第6条の6第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。 4 地域安全対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。 5 室長は、上司の命を受け、地域安全対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</p> <p>(鉄道警察隊)</p>
--	--

第21条 地域課に、鉄道警察隊を附置する。

- 2 鉄道警察隊の位置は、鳥取市とする。
- 3 鉄道警察隊は、第6条の9第5号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 鉄道警察隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(組織犯罪特別捜査隊)

第21条の2 組織犯罪対策課に、組織犯罪特別捜査隊を附置する。

- 2 組織犯罪特別捜査隊の位置は、鳥取市とする。
- 3 組織犯罪特別捜査隊は、第8条の3第1号、第2号及び第5号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 組織犯罪特別捜査隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 隊長は、上司の命を受け、組織犯罪特別捜査隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(自動車運転免許試験場)

第22条 運転免許課に、自動車運転免許試験場(以下「免許試験場」という。)を附置する。

- 2 免許試験場の位置は、東伯郡湯梨浜町とする。
- 3 免許試験場は、第12条第1号に掲げる事務をつかさどる。
- 4 免許試験場に、場長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 場長は、上司の命を受け、免許試験場の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(国際テロ対策室)

第22条の2 警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。

- 2 国際テロ対策室の位置は、鳥取市とする。
- 3 国際テロ対策室は、第14条の3第2号(同条第4号クに係るものに限る。)及び第4号クに掲げる事務をつかさどる。
- 4 国際テロ対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。
- 5 室長は、上司の命を受け、国際テロ対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(附置機関の長)

第48条 本部の課に附置する室、隊、センター及び試

<p><u>驗場（以下「附置機関」という。）に、それぞれ室長、隊長、センター長又は場長（以下「附置機関の長」という。）を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</u></p> <p><u>2 附置機関の長は、課長の命を受け、附置機関に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>（校長） 第49条 略</p> <p>（副校長） 第50条 略</p> <p>（警察署長） 第51条 警察署長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>（副署長） 第52条 略</p> <p>2 副署長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>（刑事官） 第53条 略</p> <p>（管理官） 第54条 <u>特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、警察署に管理官を置く。</u></p> <p><u>2 管理官は、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</u></p> <p><u>3 管理官は、上司の命を受け、特命事項に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>（委任） 第55条 略</p>	<p>（校長） 第22条の3 略</p> <p>（副校長） 第22条の4 略</p> <p>（警察署の幹部派出所、課及び係の設置） 第23条 <u>警察署の事務を分掌させるため、警察署に幹部派出所、課及び係を置くことができる。</u></p> <p><u>2 前項の幹部派出所、課及び係に関し必要な事項は、本部長が定める。</u></p> <p>（警察署長） 第24条 警察署長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>（副署長） 第25条 略</p> <p>2 副署長は、警視の階級にある警察官をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>（刑事官） 第25条の2 略</p> <p>（委任） 第26条 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成21年3月26日から施行する。